

令和2年3月24日

一般社団法人広島県医師会会長 様
一般社団法人広島県病院協会会長 様
一般社団法人広島県歯科医師会会長 様
公益社団法人広島県薬剤師会会長 様
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕
薬務課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の
使用について（通知）

このことについて、令和2年3月23日付けで厚生労働省医政局経済課、同省
医薬・生活衛生局審査管理課及び同局監視指導・麻薬対策課から別紙のとおり
事務連絡がありました。

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の急増により、医薬品及
び医薬部外品たる手指消毒用のエタノール（以下「手指消毒用エタノール」と
いう。）の需要が逼迫している状況にあります。

については、この状況を改善するため、①医療機関等において、やむを得ない
場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用
いること。②高濃度エタノール製品を手指消毒に用いる場合は、使用者の責任
において購入し、使用に当たり、容器の清浄度、エタノール濃度（原則70～83vo1%
の範囲内に薄めて使用）及び含有成分にメタノールが含まれないことなどに配
慮し、衛生的な管理に努めること。③代替として用いられる高濃度エタノール
製品は、医薬品医療機器法による規制を受けないこと。等のように取り扱うこ
ととなったので、貴会会員への周知をお願いします。

なお、この取扱いについては、臨時的・特異的な対応であり、今後の流行状
況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には別途連絡するので、御留
意ください。

担当 製薬振興グループ
TEL 082-513-3223（ダイヤルイン）
（担当者 源内，白石）